

平成28年・第4回西海市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年4月25日(月)午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 大瀬戸コミュニティーセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員数31人
4. 出席委員 (28名)

会 長	1番	岩崎信一郎			
会長代理	2番	麻生 克典			
委 員	3番	岸本 六郎	4番	浦口 大輔	5番 今村 和人
	7番	太田 尚臣	8番	山口 美幸	9番 郡 勝壽
	10番	辻尾 政幸	11番	松本千代治	12番 竹尾 久人
	13番	高野 和美	14番	山口 孝生	15番 木本 安仁
	16番	山下 裕史	17番	内海 輝次	20番 山脇 初良
	21番	澤田 馨	22番	牛水 司	23番 宮原 信明
	24番	熊野 三次	25番	朝長 久夫	26番 山添 満之
	27番	平野 安雄	28番	福田 務	29番 大久保和博
	30番	井田 初美	31番	田中 初治	
5. 欠席委員 (3名)

	6番	岳野 一敏	18番	辻山 保美	19番 辻 良人
--	----	-------	-----	-------	----------
6. 議 事

議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号	農用地利用集積計画の決定について
承認審議	土地改良事業に係る土地改良法3条資格者証明について
7. 事務局 局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 主査：山口 智貴
8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年・第4回西海市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は在任委員31名中28名でございます。本日の欠席委員は6番岳野委員、18番辻山委員、19番辻委員、以上3名でございます。過半数の出席ですので総会は成立いたします。

それではただ今から審議に入ります。西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお

願いをいたします。

議長 それでは審議に入ります。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは議長に一任させていただきます。今回の議事録署名人は、20番山脇委員、21番澤田委員に願いをいたします。それでは議事に入りたいと思います。

議事進行上発言をされる際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

議長 それでは、平成28年第4回西海市農業委員会総会、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番から3番までを一括して事務局から説明願います。

事務局 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」「1番」を説明いたします。資料は2頁です。「1番」の所在地・地番が西海市西彼町[REDACTED]、地目・畑、現況・畑、地積・58㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。

申請事由としまして「県外在住で耕作管理ができないため、申請地の隣接地に居住する譲り受け人に所有権移転するもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は5頁から8頁までで、5頁に位置図、6頁に付近状況図を添付しておりますが6頁の申請地①の朱で塗ってある地点の右斜め上、約20m程度離れたところに譲り受け人の自宅があります。また、6頁の申請地①は「社会福祉法人」が所有する「施設」の入口付近に位置する一画になります。

7頁は字図で黄色に塗られ、①の矢印で示し「イ」と表記しているところが申請地です。8頁は現況写真となっています。譲り受け後は自家野菜・花壇にしたいということです。

次に「2番」について説明します。資料は3頁です。「2番」の所在地・地番が西海市西彼町[REDACTED]、地目・畑、現況・普通畑、地積・45㎡、[REDACTED]、地目・畑、現況・普通畑、地積・41㎡、計2筆・86㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由

としまして「県外在住で耕作管理ができないため、申請地の隣接地に居住する譲り受け人に所有権移転するもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は5頁から9頁までで、5頁に位置図、6頁に付近状況図を添付しておりますが6頁の申請地②の朱で塗ってある地点の左、約60m程度離れたところに譲り受け人の自宅があります。7頁は字図で黄色に塗られ、②の矢印で示している2筆が申請地です。9頁は現況写真となっています。譲り受け後は野菜畑にしたいということです。

次に「3番」について説明いたします。資料は4頁です。ここで資料の修正をお願いします。表の「使用貸し人」を「譲り渡し人」に、「使用借り人」を「譲り受け人」に修正してください。文字につきましては修正資料を参照してください。説明にはいりません。「3番」の所在地・地番は西海市西彼町■■■■■■■■■■、地目・田、現況・耕作放棄地、地積・1,261㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「県外在住で耕作管理ができないため、申請地の隣接地に居住する譲り受け人に所有権移転するもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は5頁から11頁までで、5頁に位置図、6頁に付近状況図を添付しておりますが6頁の申請地③の朱で塗ってある地点の右斜め上方向で地図に記載されていませんが、約150m程度離れた市道沿いに譲り受け人の自宅があります。10頁は字図で黄色に塗られているところが申請地です。11頁は現況写真となっています。譲り受け後は保全管理の後、野菜畑にしたいということです。

事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を地区担当委員お願いします。

26番 1番の申請地につきましては■■■■■■■■■■の中央部になりまして、福祉施設の入り口のところにあります。譲り渡し人は福祉施設の親族で、こちらの方には在住されておらず、千葉のほうに住んでおられるとのことでした。この申請地3件は譲り渡し人の財産の処分をしたいと言うことで、近所の方が譲り受けると言うことでの申請となっております。

1番の譲り受け人は、野菜園をしており、今後も管理をしていきたいと言うことでした。2番の申請地につきましては、近所であり今後は自分が所有して

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

1 1 番 譲渡し人は高校卒業と同時に家を出ておまして、40年から経過しております。親父さんとお母さんで今の申請地の耕作をしてきたわけですが、12～3年なると思いますが、親父さんがなくなりまして、その後、譲り受け人が譲り渡し人の実のお姉さんになりますが、この人たちが耕作を続けておられます。今回の申請に至った事情につきましては、申請人のすぐ近くの担当委員が相談というか説明に行かれていますので、説明をお願いしたいと思います。

議 長 では地区担当委員お願いします。

2 3 番 譲り受け人は先ほど話がありましたように譲り渡し人のお姉さんであります。旦那さんは地区の区長や農業委員をしておられました。デコボンと水田を中心に耕作しており、以前は勤めでしたが既に20年くらい専業で経営しておられます。年齢も70歳を越えておりますが、まだまだ元気でこれからも耕作をしていくと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第16号の4番について説明がありました。

これより質疑に入りますが、みなさんからご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本件につきましては許可することについてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番につきましては申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第16号の5番について説明をお願いします。

事務局 「5番」について説明します。資料は19頁です。「5番」の所在地・地番が西海市西彼町[REDACTED]、地目・畑、現況・普通畑、地積・134㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人及び譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人が管理耕作ができないため、申請地の近くに居住する譲り受け人に所有権移転の申し出もあり譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

7㎡。移転の事由としましては、「所有地である■■■■■を作業場として利用しているが幅が狭いため隣接する土地を活用し作業場を拡張する工事を行い建設業の資材置き場、作業場として利用するため譲り受ける」というものです。権利の内容は所有権移転「売買」となっています。

関係資料は25頁から31頁までで、25頁に位置図、26頁に付近状況図。27頁に字図をつけています。黄色の2箇所が今回の申請地となっています。28頁は現況写真。29頁に被害防除計画書。30頁に利用計画図を添付しております。機械置場、材料置場として利用するとのこと。31頁に造成計画の内容を添付しております。申請地の造成計画の内容ですが盛土を行う。1.2m。切土を行う。1.5m。それに伴う被害防除措置の内容または被害の発生の恐れのない理由としまして、作業場の拡張のみで建物を建てないので特段被害を及ぼす恐れはない。植生ネットによる法面保護の実施。近傍農地の日照、通風、耕作等措置被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由としまして、周辺に農地は無く、特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水の排水は水路放流となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を地区担当委員お願いします。

9番 申請地は記載されているとおり、■■■■■の先の■■■■■屋さんが以前していたところです。担当委員が欠席と言うことで私の方から説明いたします。電話して本人とも話をし、現場も見てまいりましたが、図面にあるように以前■■■■■屋をしていたところの上になります。大工さんの作業場として拡張したいと言う事での申請となっております。本人の了解ももらっていると言うことでした。特に問題もないかと思われまますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」みなさんからご意見を求めたいと思います。何かありませんか。

12番 作業場ということですけど、地目は畑となっているがそれでいいのかお尋ねします。

議 長 農用地については除外申請で外れております。

事務局 今回の許可によって所有権移転をするときに地目を変更することになりますので、現況の登記地目ははまだ畑となっております。

議 長 5条の申請ですから、譲り受けて転用するということです。よろしいですか。

12番 了解しました。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案につきまして許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第18号「農地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 32頁議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.。33頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借権・賃借権の設定として「5年」のもの、畑・2筆・1,051㎡と.な.っ.て.い.ま.す.。34頁は28年4月受付「利用集積計画について」です。譲り渡し者(貸し手)は■■■■■、譲り受け者(借り手)は■■■■■、農地の所在地は、西彼町■■■■■、地目・畑、耕作地目・畑、面積・796㎡、新再区分は新、権利の種類は賃貸借、同所■■■■■地目・畑、耕作地目・畑、面積・255㎡、新再区分は新、権利の種類は賃貸借の計2筆、1,051㎡、賃借料7,000円、支払い方法は現金、期間は5年と.な.っ.て.い.ま.す.。35頁に借手の農業経営状況を記載しております。
以上事務局からの説明とさせていただきます。

議長 それでは補足説明を地区担当委員お願いします。

16番 申請地は畑となっていますがみかんを植え付けておりますので果樹園で良いかと思.い.ま.す.。補助金を利用してマルチ巻上げの施設等を設置する.と.言.う.こ.と.で.賃.貸.借.の.証.明.が.必.要.と.言.う.こ.と.で.の.申.請.で.ご.ざ.い.ま.す.。申請人はみかんに熱心で、地区のリーダー的な存在でもあり、現在も頑張っておられますのでよろしくお.願.い.し.ま.す.。

議長 本件についてみなさんからご意見を求めたいと思.い.ま.す.。
質問等ございませんか。

《異議なしの声あり》

- 議 長 「異議なし」と認めます。
議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」については原案どおり決定することといたします。
- 議 長 それでは承認審議に入りたいと思います。「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料は36頁「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」丸田地区県営農地整備事業について、土地改良法第3条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求めます。内容については、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、平成28年1月12日付けで公告のあった丸田地区県営農地整備事業（区画整理工種）の施行です。
37頁から48頁に対象となる土地の所在地番、前回資格者と変更後の資格者名簿、変更があった場合の理由について、286筆について掲載しております。3つの団体と52の個人から同意書への証明を求められています。今回は事業変更（事業費の増加）に伴い、縦覧に付す必要が生じたため土地改良法3条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申出がなされています。それぞれ農地を所有されており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。
- 議 長 丸田地区の今土地改良事業をやっておりますけど、それにかかわる意見かと思われまますのでよろしくをお願いします。
何かご意見等ございませんか。
- 4番 前回の資格者とは3条資格者で申請しますが、基盤整備が完了して誰が作るかと言うことでの切り替えかと思えます。白崎の事例も完成すればこういう申請が出てまいりますので、その理解でよいかと思えます。
- 議 長 土地改良を行うまでは前回の資格者で、出来上がってという。
- 4番 出来上がらないと3条資格者が取得できませんので耕作者が3条資格者になると言うことです。
- 議 長 右の欄の人が畑を耕作すると考えてよいということですね。
- 4番 変更後が右の欄ということですよ。

議 長 左は土地の所有者と考えていただければということです。
よろしいですか。何かご意見等ありませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」は承認
をするということで報告をしたいと思います。
以上で本日の議案審議及び承認事項については終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局報告事項 《内容省略》

議 長 これをもちまして第4回西海市農業委員会総会を閉じさせていただきます。
お疲れ様でした。